審議会会議録

審議会等の名称	令和2年度 第3回 瑞穂市上下水道事業審議会 会議
開催日時	令和2年10月22日(木曜日)
	午後1時30分から午後3時30分まで
開催場所	瑞穂市役所巣南庁舎 2階 大会議室
	諮問 瑞穂市水道事業ビジョンの策定について
	議事(1)瑞穂市水道事業ビジョン素案について
議題	(2) 答申について
	<出席委員>
	会長 横井 祐一、 副会長 田中 隆秀、
出席委員	髙田 里美、広瀬 さき子、広瀬 眞人、青木 冨士夫、
欠席委員	川島 圭二、迫田 義一
	<欠席委員>
	所
公開・非公開の区	公開
分(非公開理由)	A [#]
傍聴人数	0人
	<u>開 会</u>
	【会長】
	本日はご多用の中、第3回瑞穂市上下水道事業審議会会
	議にご出席賜りありがとうございます。
	只今から、第3回瑞穂市上下水道事業審議会会議を開会
	します。
審議の概要	【会長】
	議事入る前に、事務局から郵送されました第2回会議の
	議事録についてご確認をいただいていると思いますので、
	議事の内容や発言などについて訂正すべき事項がありまし
	たらご意見をお願いします。
	~ 意 見 な し ~
	【会長】
	それでは議事録につきましては、確認されたということ
	でよろしくお願いします。
	会議の成立について報告いたします。本日の出席委員は、
	1名の欠席報告をいただいておりますので、9名のうち8
	名です。瑞穂市上下水道審議会条例第6条第2項の規定に
	より出席者が過半数に達しておりますので、会議が成立し

ていることを確認します。

会議の傍聴につきましては、前回同様認めることとしま すのでよろしくお願いいたします。

それでは事務局の方、傍聴者がいらっしゃるか確認をお願いします。

(事務局 確認 傍聴人なし)

傍聴者がいらっしゃらないようですので早速議事入ります。議題(1)瑞穂市水道事業ビジョン素案について事務局から説明をお願いします。

【会長】

ご説明ありがとうございました。

議事1に対しご意見、ご質問があればお願いします。

【E委員】

広域連携プランの策定時期について、令和5年と言われましたか。

【事務局】

県の広域連携プランの策定につきましては、令和4年度 末までに策定する予定になっております。

【E委員】

全体的に見ますと瑞穂市の水道事業については、かなり 良い水準にあると思いますが、広域化が実施されると瑞穂 市の水道が受ける影響がかなり大きいのではないかと思い ます。このことを今回のビジョンにどう反映させるかは、現 時点では分かりませんが、大きな影響を受けるのではない かと思います。

【A委員】

水道部局の職員についてご説明がありましたが、上水道 課の職員8名の中に専門職や技術職の方は何名みえます か。

【事務局】

平成31年度末現在は0名で、全て一般行政職です。

【A委員】

都市管理課や都市開発課などの土木を専門とする部署では専門職を採用しておられるのでしょうか。

【環境水道部長】

最近になりまして土木技術職を採用するようになり、都市開発課で2名、都市管理課で2名採用しております。

基本的にはこれまで一般行政職しか採用しておりませんでしたが、最近になって少しずつ増えてきております。

【A委員】

水道部局はかなり専門的な知識を必要とする職場だと思いますので、事務職の方が充てられているとしても、全員ではないとしても、5年、10年という長いスパンで従事してみえる方が多い傾向が強いのでしょうか。

【環境水道部長】

土木に関する技術系の部署に従事する職員については、 どうしても長くなる傾向にあります。

【 A 委 員 】

専門職の方を採用しますと、異動先がどうしても限定されますのでなかなか困難かと思いますが、行政全体の問題としてやはり1人でも多く採用されることを検討されてはどうかと思います。

【会長】

広域連携に関する意見と人員確保に関する意見がありました。広域連携に関しましては、瑞穂市の水道事業がこれだけ健全な経営を続けられている状況にあるのですが、これが広域連携により損なわれてしまうのではないかということについては、私も大きな懸念材料になるものと思います。

今後、広域連携に関する検討の中で留意していただけるようお願いしたいと思います。その他のご意見は、いかがでしょうか。

【G委員】

危機管理対策の強化の部分でお尋ねしますが、瑞穂市に おける災害と言えば、ます水害、もう一つは地震に伴う災害 の2つに分けられると思うのですが、水道管の破断等によ る断水は、地震が主な要因、水源地の電源喪失やポンプの故 障等についてほとんどは水害が要因になるものと考えられ ます。災害時における応急給水は、2日程度の断水や地域的 な断水の場合であれば対応できると思いますが、まず断水 しないような対応を考えていかなければならないと思いま す。水害の場合、どのような対応をされているのか、例えば、 電源装置やポンプが水源地の浸水深度に合わせ、それより 上の場所に設置されているのかなど、それが確保されてい れば、停電にならない限り給水が全て可能だと思います。万 が一、電気の供給が途絶えた場合は、自家用発電装置が必要 であることも考えなければならないと思います。地震災害 の時には水道管が破断して給水できないことや、水源地機 能が停止してしまうことが考えられますので、水道管工事 業者の対応を待つしかないのかもしれませんが、まず自分 達でできる水害に対する対応について、現状としてどれぐ らいできているかお尋ねしたい。

【事務局】

まず、自家用発電設備があります施設は、7つの水源地の うち4つございまして、別府水源地、宮田水源地、古橋水源 地、呂久水源地になります。自家用発電装置は、地面から1 m高い位置に燃料タンクが設置してあります。

瑞穂市では、千年に一度の災害を想定したハザードマップを出しており、それに対応しようとすると対応しきれませんが、百年に一度の災害程度ならば対応ができるのではないかと考えております。

自家用発電装置は、1日程度しか燃料がもたないということで、今年度市では、燃料の供給について瑞穂市の穂積石油組合等と協定を結びまして、災害時に優先的に燃料の供給を受けられることになっております。

ポンプ施設についてですが、別府水源地や宮田水源地には地下に造っております。ピットになっていますので、水が染み込むことはないのですが、管理棟の玄関付近まで水が入ってくると流れ込んでしまいますので、そういった対応についてはできていません。

別府水源地は、中川の堤防と同じレベルなのですが、今後

防水扉等を設置してはどうかと考えております。

宮田水源地も地下にポンプ室があり、これもピットになっていますので水が染み込むことはないのですが、管理棟の玄関付近に土嚢や水嚢を置くような準備をしておかなければいけないと考えております。古橋水源地と呂久水源地のポンプは地下ではなく地上にありますので、他の水源地より冠水リスクは低いと思います。

地震の場合ですが、大規模な漏水が発生した場合、大量の水が流れ出るため、配水池には緊急遮断弁が設置されておりまして、水が流れ出るのを止めることができる仕組みになっております。それにより、貯水タンクにある水を確保しまして、その水を給水タンクや給水袋を利用して飲料水が必要なところへ配ることにしております。水を配るにもトラックが沢山ある訳ではないですので、上水道課で言いますと軽自動車に積めるようなタンクで運ぶか、給水袋に小分けして運ぶ方法を考えております。

【G委員】

緊急災害時には、市内の土木業者の方々と災害応援協定が結ばれていますので、そういったものを利用すれば良いのではないでしょうか。

【事務局】

確かに市内の土木業者で組織される緊急対策協力会と災害応援協定を結んでおりますが、水道の復旧に関することだけではなく、地震災害であれば道路の復旧に回ってしまうこともあり得るのですが、緊急対策協力会には、水道関係業者も当然入っておりますので、そういった業者にも本部を通じて応援を依頼し、飲料水の配布を行うことになると思います。

【B委員】

広報についてですが、家族構成としてお年寄りだけの世帯が随分増えていますので、若い方は当たり前のようにインターネットを使ってみえますが、年配の方は使い方が分からない方もあります。今話し合われている大事な事案は沢山あると思いますので、市のホームページだけでなく広報誌を活用した情報提供を是非継続してやっていただけると良いと思います。

【会長】

対応をよろしくお願いします。

迫田委員からありました水害時の対応につきましては、 若干懸念すべき点があるのではないかと思います。

地震より水害の方が台風や大雨により頻発している昨今ですので、地震よりも可能性が高い災害として喫緊の課題になるではないかと思います。しっかり計画を立てていただき、危機管理マニュアルに反映していただけると良いのではないかと思います。それから高田委員からありましたように、一般の方々が緊急時にどのように給水が受けられるのか等の情報について広報誌を活用して周知していただけると良いのではないかと感じました。

【D委員】

水質検査は、1 か月に1回となっているのですが、古い井戸も新しい井戸も検査頻度は同じなのでしょうか。

【事務局】

水源井戸の古さによって水質検査頻度に違いはございません。全ての井戸につきましては、年1回全項目検査と言われます51項目の検査を行いまして、月に1度は省略不可と言います。全項目検査より数は少ないのですが、定期的な項目検査を実施しております。新しい井戸を掘った場合ですと、保健所から検査項目の指示がありますので、井戸も方でする3年間は検査を行いまして、4年目以降はもう検査しなくても良くなる項目もあるのですが、通常使っとはなる井戸が古いから検査頻度を増やしなさいとことはありますが、基本的には検査頻度と井戸の古さとはありません。

【D委員】

異常が出た時はしっかり対応しますということですね。 わかりました。

【会長】

大体の意見は出尽くしたようです。

前回第2回審議会では、特に重要な課題ということで、「課題3 持続可能な事業経営」、「課題4 有収率の向上」、「課題10 管路の耐震化」について説明を受け審議を行い

ましたが、本日は残りの課題についてご説明がありました。 まず、「課題 1 水質検査の継続」につきましては、水質の 適正管理を実現していくために、今後も検査を継続してい くことが明記されていますが、これにつきましては、基本方 針である安全に関する施策において、水質の適正管理は欠 かすことのできない内容になるものと考えられます。 将来 に渡って安全で安心な水の供給を実現するという意味で問 題ないかと思います。

「課題2 水源井戸の適正管理」につきましても、課題1 同様安全で安心な水の供給にとって水源井戸の適正管理は 欠かせないものと考えられます。4箇所の井戸の老朽化が 進んでいることを課題とされていますが、早期に性能調査 を実施していただき、必要な修理やメンテナンスをされる べきものと思われます。

「課題5 環境に配慮した事業運営」につきましては、前 ビジョンでは太陽光発電の導入検討がありましたが、これ に関しましては費用対効果の面で採算性が見込めないとい うことで削除され、省エネルギー機器の導入の施策が掲げ られています。省エネ機器につきましても、コストがかかる ものですのでエネルギー使用量の削減による費用削減効果 と機器導入コストとの比較についても検討されて、実際に 導入を決められるものと思いますが、ポンプ機器等に なものだと思いますので、将来的な施設の廃止や統合も視 野に入れながら、施設の稼働率に併せた機器導入の検討を なさされてはいかがかと思います。

「課題 6 広域化等への対応」につきましては、第 1 回会議でご説明があったと思いますが、今後、広域連携に向けた取組が進む中、具体的なプランが策定されることになるものと思われます。国の動向などにも注視しつつ、当市の水道の安定運営において将来的にWINWINのメリットが見込まれるような連携施策を模索していただけたら良いのではないかと思います。

「課題7 人員確保と技術継承」につきましては、どの業界でも技術系の職員が不足しており、知識や技能の継承が大きな課題になっているものと思われますが、こうした問題を放置しますと、例えば技術的なチェックができなくなり、後々大きな事故につながることも考えられます。今後10年の課題として、20代、30代の若手職員の増員と確保をしっかりと要望していただき、技術やノウハウの継承を行っていただきたいと思います。また、研修へ派遣されるな

ど、職員のスキルアップの取組も推進していく必要がある ものと考えられます。

「課題8 水道使用者への情報提供」につきましては、今後水道事業を取り巻く環境も大きく変化していくことが想定されますので、ある時期に大きな変化が起こりますと住民にとってはすぐには理解ができないことも想定されます。そういった意味において、普段から水道事業に対する理解を深めていただくための情報提供を行うことは非常に重要となりますので、積極的な情報提供を進めていただきたいと思います。

「課題9 配水池の耐震化」につきましては、呂久水源地の配水池の耐震性能調査と耐震化ということで、配水池の耐震化率が100%になるよう早期に実施すべき施策だと考えられます。

「課題11 危機管理対策の強化」につきましては、マニュ アルの整備と応急給水体制の確保ということで、災害が実 際に起きた時などの緊急時の行動と、ある程度落ち着いて からの復旧段階の行動とは違いますし、大規模な断水が起 これば暫くの間、水の供給が滞ることは十分に想定されま す。そういった場合にどのようにして飲み水を配るかが課 題となります。施策では、給水袋を使った水の配布を考えて みえるということで、後はそれをどのような段階で誰がい つどのように行うのかなど、細かな想定が必要になってく るのではなかと思います。上水道課の職員の皆さんが被災 した場合でも、代わりに誰かが実施できるのか、そうでない のかも考えておくべきことで、誰でもできる形が理想なの ですが、机上のマニュアルだけでなく実際にそれを見れば 誰でも行動できるようなマニュアルが策定されれば良いの ではないかと思います。この災害対策につきましては、先程 ありました水害対策の部分でまだ不十分と思われる部分も ありますので、設備更新などのタイミングを見計らって水 害対策についても併せて検討していただけたらと思いま す。

最後のフォローアップにつきましては、毎年度の進捗管理と5年毎の計画見直しということで、経営戦略の財政収支部分に関しましては、5年後の状況が特に重要となることもありまして、必要な見直しについては適宜行いながら、持続可能な事業運営につながる計画として反映させることも必要ではないかと考えられます。

議事(2)答申について

(事務局から議事(2)の説明を行った。)

【会長】

議事2で事務局から提案のありました答申案に対し、ご 意見、ご質問がございましたらお願いします。

提案のあった答申案は、これまでの審議の中で皆様から 出た意見がしっかりと盛り込まれているものと感じます。

内容もしっかりとしたものができているのではないかと 思いますが、更に付け加えるべき意見等ございましたらご 意見をお願いします。

【 A 委 員 】

広域化の部分で事前送付していただいた資料に書いてあったのですが、県が主導する様々な広域連携の手法について検討する場として、岐阜県水道事業広域連携研究会が設置され、検討が始まったという一文があります。この研究会に瑞穂市は参加しておられるかということと、参加しておられれば、県の基本的方針がどうであるのか、また、参加している市町村がどのように受け止めているかなどをご紹介いただきたい。それと、この審議会とは直接関わりがありませんが、前回も発言の中で触れさせていただきました下水道整備事業は、相当な費用を要するものになると思われるですが、国の補助金や県の補助金がどの程度見込めるのか、それによって下水道事業を直営ではなく、PFI方式などを採用し民間に整備も運営も任せるなど、市として検討がなされているのか参考にお聞かせください。

【事務局】

広域連携研究会に関しましては、平成29年度から岐阜 圏域の1団体として研究会に参加しております。

年に1、2回の全体会議がございまして、これまで各団体の水道事業の状況について把握がなされてきました。本年度から具体的な連携内容についてのヒアリングが実施されている段階に入っております。具体的にどのような部分で連携が可能かというところについて聞き取りが行われている訳なのですが、県が広域化を主導していると言いましても、実際に各市町にこうしなさいと言っている訳ではなく、各市町がどのような部分で近隣市町と連携ができるのかを検討するというスタンスで進められているようです。瑞穂

市は岐阜圏域の研究会に入っているのですが、隣接している市町は西濃圏がありますので、圏域を跨ぐエリアもあるのですが、岐阜圏域の研究会にしか参加しておりませんので、大垣市、神戸町、大野町などとの連携が効率的な場合もあるかもしれないということもあります。県が具体的に岐阜圏域の中で、どの市町と連携してくださいと言っている訳ではありません。来年度中には具体的な連携内容について何かしらの提案が示されるものと思っておりますが、現状としましてこのような状況になります。

【環境水道部長】

下水道事業の補助金の件につきましては、昨年度国土交 通省に出向きまして、都市計画法第13条にある市街化区 域におきましては、下水道は道路や公園と同じ扱いになり ますので、基本的には今後も引き続き補助金を出していた だけるお話で聞いております。今年度事業の補助額につき ましても満額付いております。コロナ禍の中で経済が疲弊 しておりますので、補助金についての話も今後出てくるか もしれませんが、基本的に下水道事業については、ご理解を いただいて進めることになっております。また、官民連携の PPP/PFIにつきましては、国道交通省の補助事業がご ざいまして、先導的官民連携支援事業というものがござい ます。こちらにつきましては、瑞穂市が今後行うPFI事業 について、どのような官民連携が最適かを調査する業務に なりまして、今年度1年かけてその手法について調査を実 施しております。内閣府におきましては、民間の活力や知識 を生かし、いかに行政コストを縮減できるかということで 進められておりますので、今回の下水道事業におきまして もそれに乗れればと考えております。今年度1年かかる事 業でその結果は3月に出ますので、市民の皆様には改めて どのような方法で進めて行くかご報告できると思います。 下水道事業の直営化につきましては、あまり考えておりま せん。できれば官民連携で効率の良い下水道事業運営を考 えております。

【A委員】

PFI方式で下水道事業を進めるとおっしゃられたのですが、市が施設を整備し、運営だけを民間企業に任せる方式と、施設整備も運営も民会企業に任せる方式があると思います。民間に施設整備から運営まで委託した場合、民間企業

は利潤を上げないと成り立って行かないですので、料金アップに繋がるということで、それをやられている国や合います。特にヨーロッパの国がそうです。今回上水道の課題で、人材の育成について取り上げられてますが、民間に事業運営を任せてしまうと市の職員は委託業務を出す実務だけになりますので、実際の現場に従事する職員はいなくなりますことから、委託業務をまた直営に戻した場合、自治体に専門職員がいないことで大混乱にもある真最中です。民間活用を導入する方式でやられる場合は、その点についても十分に配慮をされた方が良いのではないかということを意見として申し上げます。

【環境水道部長】

民間企業は利益追求が当然ですが、ヨーロッパなどでは それで失敗しているケースが多いようです。日本におきま しては、地方公共団体に条例がありますので、条例の縛りの 中で民間企業に業務を担っていただくことになります。料 金につきましても条例で定められておりますので、資金残 高については考えなければならない部分もありますが、民 間企業によって料金が上がることはありません。また、民間 へ委託することに当たりましては、要求水準書というもの を作成しまして、その中で市民の皆様に負担がかからない ことなどの縛りを設けて進めて参りますので、市民に負担 がかからないということや、財政的にいかに安くできるか という部分に重点を置いて進めていく予定です。 PFI/P P P の中の方式につきましては、事業運営に関するコンセ ッション方式などもあると思いますが、基本的に今回瑞穂 市が実施しますのは、令和8年度までかかる第1期事業に つきましては、収入がありませんので、第1期でのコンセッ ションはありません。それ以降で収入が発生する段階にお いては、コンセッションの方式の導入もあり得ると思いま す。施設運営を民間に委託することで、市の技術部門の職員 がいなくなってしまうことに関しましては、下水道事業団 という組織があるのですが、そこと連携しながら若い職員 もそこで研修等を受けながら官民連携を進めたいと思って おります。

【A委員】

民間企業が丸ごと運営することになると、運営の在り方

そのものについて、市側でチェックできないという問題が 出てくると思います。その点は十分配慮していただきたい と思います。

【環境水道部長】

近々、アドバイザー契約を行う予定をしており、連携する会社が適正なのか市では把握ができませんので、NJSという下水道事業ではトップレベルの企業にお手伝いをしていただいて、連携の相手先企業を見張ることも行いながら適正な下水道事業の運営を行いたいと思います。

【会長】

活発なご意見ありがとうございました。時間もかなり経過しておりますが、本日お時間が許すのであれば答申案と固めまして、次回予定しております会議を書面で行うしております。本日できるだけしっかりと議論されただいた内容が盛り込まれており、しっかりとしまれてだいた内容が盛り込まれており、しっかとしまして、資料P23、24の「基本理念、基本方針と基本目標につきまして、基本目標に対する基本方針と基本目標につきまして、基本目標に対する現状と課題が整理したうで、実施施策と目標設定がなされおり、それらの内容は妥当であるとありますが、これについてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

【会長】

次に、資料P25「経営戦略」についてですが、経営戦略 につきましては、ビジョンの改定に伴って今回改定される ということで、本編では第7章に組み入れられています。

投資及び財政計画が主な内容となっておりますので、その内容として、財源確保、計画的な施設の更新、投資の平準 化について審議を行ったという内容ですので、問題ないか と思います。

続きまして、資料 P 2 6 「財源確保策の検討時期について」前回会議でありましたとおり、財源確保策は、今後その必要性が高まっていくことへの認識は共有できたものと存じますが、実際にその検討を始める時期につきましては、現時点では、具体的に今回の計画に盛り込むところまでいか

ないということで、計画期間の10年で見た場合、経常収支 が黒字であり、資金残高も一定程度確保されている状況を 前提としまして、現時点においては、資金残高の推移を注視 しながら、財源確保策を検討していくことが妥当と判断で きるという表現になっております。一定額まで資金残高が 減少する前に料金改定の審議に着手するという形を前回ご 提案しておりましたが、それにつきましては、附帯意見(1) で、経常損益が赤字化する場合と、資金残高が5億円を下回 る恐れがある場合ということで、別途進言する形での提案 になります。今後10年間で、具体的な財源確保策の検討を 始めるべき時期は、やはり実際に財政収支が悪化しつつあ り、資金が枯渇していく段階に入ってからより早期の対応 が望ましいと考えられるのですが、現時点においては、まだ その段階にないということで、今後、投資計画どおりに事業 が実施されていけば、いずれかの段階で財政収支の悪化が 見込まれるので、今回提示する2つの条件を参考に検討を 始めてはいかがかということで、進言で良いのではないか と考えられます。

次に、P27、28「計画的な施設の更新」の部分につきましては、水道事業単独の問題としてだけではなく、都市基盤である公共施設全体の大量更新問題としても捉えていく必要があるというもので、そのような中においても、効率的かつ効果的な投資を行っていく必要があるという内容になっており、これに対する施策としまして、更新基準の見直しによるライフサイクルコストの縮減と予防保全型の施設管理を推進することにより、既存施設の長寿命化を図り、必要な施設更新は計画的に実施することが示されているということで、これらの内容については問題ないかものと思います。

P 2 9「投資の平準化」の部分につきましては、アセットマネジメントのところでありました 5 0 年間の長期的な財政収支の見通しを基に、平準化した目安となる投資額の設定がなされていることと、投資額が財政運営上も過度なレベルではないということで、収支計画上で示されているとおり、資金残高が減少するものの、一定額は確保されていることをもって、過度なレベルではないという表現になることをもって、過度なレベルではないという表現になるいます。これにつきましては、必要な投資を行いながらも財政収支の均衡を図っていくとことも求められるということで、計画にある平準化した投資額 3 . 7 億円が適正な額であるがどうかは厳密な判断はできませんので、過度なレベル

ではないことを確認したとされているものと思います。

P30「経営戦略のまとめ」としまして、以上から、投資・ 財政計画(経営戦略)の内容を妥当と認めるとしており、こ の表現で問題はないかと思います。

P31「答申案③全体まとめ」としまして、進捗管理と定期的な評価や検証を行い、適宜見直しを行うこと、本審議会の答申を尊重すること、また、「新ビジョンに掲げる取組が着実に実施されることを切に願う」としてまとめとしております。

P32「附帯意見(1)財源確保策の検討時期」につきましては、進言ということで、経常損益が赤字化する恐れがある場合と、資金残高が年間の経常経費相当である5億円を下回る恐れが生じる際となっており、実際に収支が悪化する前段階で検討が開始されることになりますので、企業債の借入や料金改定などの手続なども早期に実施ができるものと考えられます。

P33「附帯意見(2)水道料金について」につきましては、これまでの審議でありました、下水道使用料との関係など、公共料金の設定に当たっての意見になるものと思われますが、財源確保策として料金改定がなされる場合の留意事項として、近隣市町とのバランスや負担の公平性を前提とした料金体系の見直しを行うべきという意見になっております。

P34「附帯意見(3)広域連携について」につきましては、連携に関する推進プランの策定が進んでいくなかで、地域全体としての事業継続に偏重した施策になりますと、どうしても弱者救済的な方向になりがちになることが懸念されますので、そういった意味でも、水道事業者間で相互に相乗効果が見込める内容となるよう留意すべきであるという意見を付しておくことで、実際の連携施策が連携する相手方は勿論、瑞穂市にとっても良い効果を及ぼす内容の施策であるべきという意見になります。

P35「附帯意見(4)人員確保と技術継承について」につきましては、特に水道部局の職員の増員が必要といった具体的な意見ではないようですが、業務量や事業規模に見合った人員が必要であり、事業運営に必要となる知識や技能を確実に引き継いていくための方策について、早期に確立していくことが求められるという意見になります。

これにつきましては、皆様のご意見を踏まえ修正したい と考えております。 議題2答申内容について、ほとんどの部分の検討を進めることができましたので、本日の会議で委員の皆様方から出た意見を踏まえまして、最終的な答申はとりまとめることになるのですが、答申書の提出が、11月15日までのスケジュールになっておりますこともあり、皆様にご提案をするのですが、本日のご意見を踏また答申案を10月中に皆様にお送りし、修正点等のご意見がある場合には、11月初旬(6日頃)までに事務局へご連絡していただき、それをもって、私と事務局で答申をまとめる形にさせていただければ、11月に改めて第4回の会議を開くまでもないのではないかと考えているのですが、皆様いかがでしょう。

(異議なしの声あり)

【会長】

それでは、本日の会での検討結果を踏まえました答申案を今月中に送付していただき、11月6日を目途に委員の皆様からご意見があれば事務局までご連絡をいただきまして、最終的な答申書をまとめたいと思います。

提出する答申書は改めて委員の皆様のところにも送付されることになると思いますが、できれば、1 1 月 1 2 日を目途に、私と副会長で市長さんのとろろに提出に行くことを考えておりますが、皆様その流れでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

【会長】

それでは、とりまとめさせていただき提出したいと思います。その他事務局から連絡事項よろしいでしょうか。

【事務局】

只今、会長からご提案がありましたので、今月末までの本 日の検討を踏まえました答申案を委員の皆様に送付させて いただき、ご意見がございます場合は11月6日頃までに 事務局までご連絡をお願いいたします。

【環境水道部長】

本日は、お忙しい中、また、コロナ禍の中で第3回瑞穂市上下水道事業審議会に御出席いただきありがとうございました。ご審議いただきました答申を基に今後10年間の水

道事業の方向性をまとめさせていただき、水道事業ビジョンを策定させていただきます。基本理念に掲げる「安全で安定した水をいつまでも」の理想像の実現に向けまして、今後も市民の皆様においしい水をお届けして参りたいと考えておりますので、委員の皆様には今後ともご理解、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

【会長】

委員の皆様には、円滑な議事運営にご協力をいただき、また、熱心なご意見を賜りましたことに感謝申し上げます。

それでは、本日の議事はこれで終了します。

長時間に渡るご審議ありがとうございました。

閉 会

事務局 (担当課)

瑞穂市環境水道部 上水道課

TEL 058-327-2113

FAX 058-327-2127

e -mail jyousui@city.mizuho.lg.jp